

# 松戸市立総合医療センター第二期駐車場運営管理事業 仕様書

## 1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、公告及び松戸市立総合医療センター第二期駐車場運営管理事業一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）と一体をなすものであり、事業者が当該物件を使用するに際し、松戸市立総合医療センター（以下、「当院」という。）が要求する内容を示すものです。

## 2 賃貸借物件

実施要領 2 賃貸借物件のとおり

## 3 整備条件等

### (1) 引渡し方法

原則、現況有姿（発券機等工作物を除く）での引渡しとなります。

駐車スペース等の変更はできません。

### (2) 用意する工作物（発券機等）について

現状設置の工作物（発券機等）については、現在の事業者が設置したものであり、契約満了後、原則撤去します。（撤去の詳細については、当院、現事業者及び落札事業者にて協議します。）

つきましては、事業者負担にて、別紙 2-1（用意する駐車場運営管理機器、看板一覧）に規定する工作物をご用意ください。

### (3) 機器の設置場所について

機器類の設置場所は当院が指定する場所（別紙 2-2（駐車場運営管理機器設置場所））に設置してください。

### (4) 設置工事

機器の設置工事の他、必要な各種工事は、全て事業者が行ってください。

また、駐車場利用者の安全に配慮し、工事期間中は必要に応じて誘導員等を手配の上、工事を実施してください。

### (5) 各種届出

法令に基づく官公庁等への各種届出は、事業者がこれを行ってください。

ただし、当院にて届け出る必要があるものについては、その限りではありません。

## 4 駐車料金

駐車料金及び駐車料金の割引については、現事業者が設定するものと同一とし、別紙 2-3（松戸市立総合医療センター駐車場料金について）のとおりとします。

ただし、当院が必要と認める場合や、消費税率の変更、経済情勢の激変等が発生した場合については、駐車料金の変更について双方で協議できるものとします。

## 5 運営方法

### (1) 入出庫に関すること

ア 駐車場の入出庫はゲート方式とし、入庫時に駐車券を発券し、出庫時は駐車券を精算機に挿入し、利用者が駐車料金を支払うことにより、ゲートが開く仕様とすること。

イ 駐車場の利用時間は24時間365日（年中無休）とすること。ただし、当院が必要と認める場合は臨時休業とする場合があります。

ウ 出口の精算機には事業者が監視カメラ及び、電話もしくはインターホンを設置するものとします。トラブル発生時は、事業者と利用者が電話もしくはインターホンにより、24時間365日直接連絡できるものとし、緊急時及び必要と認められる場合は、ゲートの遠隔操作ができるようにすること。また、個人情報保護の観点からコールセンターの連絡先は事業者、又は事業者のグループ内企業における専門スタッフを配置した場所に限るものとします。

### (2) 駐車料金の割引

ア 事業者は、利用者の利用実態に応じて、別紙2-3に規定する割引処理を行うこと。外来患者の割引については、外来患者であることを確認し認証すること。身体障害者等は手帳を確認し減免処理をすること。

イ 割引処理は、割引認証機を用意し、割引認証機は、事業者以外の当院職員でも簡便に操作できる仕様のものですること。

### (3) 割引スタッフの配置

外来受診割引を認証するため、院内にスタッフを1名配置すること。認証時間は平日（月～金曜日）の8:00～13:00までとします。

### (4) 料金徴収

ア 事業者が設置した自動料金精算機から事業者の責任にて料金を徴収すること。また必要に応じて釣り銭補充、消耗品補充を行うこと。

イ 精算には、高額紙幣、クレジットカード、電子マネー等キャッシュレス決済が使用できること。

### (5) トラブル対応・保守

ア 年中無休24時間365日対応可能なコールセンター機能を有していること。

イ 有料駐車場運営管理機器類等の円滑な運用を図るため、定期的な保守メンテナンスを実施するとともに、発生する修理、事故等には敏速に対応し、速やかな復旧を図ること。

ウ 利用に伴う故障、事故等トラブルが発生した場合には早急に現地対応できる体制を整えること。（24時間対応）

エ 放置車両、長期駐車車両への対処方法が確立されていること。

### (6) 利用案内

駐車場内に適切な案内看板（料金、注意看板等）を設置すること。ただし、設置箇所は当院が指定する場所（別紙2-2（駐車場運営管理機器設置場所））とします。

## 6 運営上の制限

ア 事業者は、本業務に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入もしくは担保に供し、又は営業の委託もしくは名義貸し等を行うことはできません。

イ 事業者は、本業務について大規模な修繕、模様替え、現状を変更するような行為をするときは、事前に書面をもって当院の承認を得ること。

また、これにかかる有益費並びに修繕費等の必要経費及びその他の一切の費用を当院に請求することはできません。

ウ 事業者は、本仕様書に指定して設置する看板を除き、対象物件に許可なく建物、その他工作物を建築又は設置することはできません。

エ 当院は、災害等及び緊急時等に必要があると認められるときは、対象駐車場の全部又は一部の使用を制限し、また駐車区画の変更等を行うことができるものとします。

この場合の賃貸借料については、当院と事業者双方の協議により変更できるものとします。

## 7 運営上の義務

ア 事業者は、病院という環境を踏まえながら、利用者の便宜を図り、善良なる管理者の注意をもって駐車場設備を維持すること。

イ 事業者は、本業務に伴う一切の責任を負うものとします。ただし、当院の責に帰することが明らかな場合は除きます。

ウ 事業者は、本業務にあたり、近隣住民の迷惑にならないように十分に配慮すること。

エ 事業者は、本業務にあたり月毎に次の報告書をデータにより当院に提出すること。

(ア) 事故またはトラブル数とその内容

(イ) 免除、減免出庫台数

(ウ) 入出庫台数（時間毎かつ駐車場別）

(エ) 稼働率（日別、駐車場別）

※稼働率とは、毎時間毎における利用台数を車室で割った値をいう。

(オ) 売上金額（日別、駐車場別）

(カ) その他、当院が求めるものについては、当院と事業者で協議の上、決定します。

## 8 個人情報保護

事業者、業務上知り得た個人情報が漏洩したことにより、当院もしくは第三者に損害を与えたときは、事業者の負担において、その損害全額について賠償を行うこと。

## 9 業務実施に伴う保険の付保

事業者は、本業務の瑕疵に起因する事故等の賠償補償請求に備え、必要な責任保険に加入し、保険証書の写しを当院に提出してください。

## 10 損害賠償等

- ア 事業者は、その責に帰すべき理由により使用物件及び当院施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、事業者の負担により原状に回復した場合は、この限りではありません。
- イ 事業者が、対象物件の使用に際し、天変地異による損害又は第三者の事故及び予期せぬ停電等による損害を受けても、当院はその賠償の責めを負いません。
- ウ 事業者は、本仕様書に定める義務を履行せず当院に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこと。
- エ 事業者は、対象物件の使用に起因して当院又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負う。
- オ 利用者とのトラブル等は迅速かつ誠実に対応し、速やかに当院に報告するものとする。  
なお、当院は、当院の責に帰することが明らかな場合を除き、盗難事故や破損及び汚損事故等に関しては一切の責任を負いません。

## 11 契約終了時の条件

- ア 事業者、賃貸借期間が満了したとき又は契約が解除された場合は、当院の指定する期日までに対象物件を事業者の費用負担で原状に回復するものとします。  
ただし、当院の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- イ 事業者が期日までに原状回復の義務を履行していない場合は、当院がこれを行い、その費用を事業者に請求するものとします。

## 12 注意事項

- ア サービス等について、改善すべき事項が発生した場合は、当院と協議し、速やかに必要な措置を講じること
- イ 電気設備点検等のため、事前の連絡の上、停電作業を実施するときは、当院の指示に従うこと。
- ウ 駐車場運営管理に関し、当院が事業者との協議を必要とする場合には、速やかに協議に応じること。
- エ その他、仕様書に定めのない事項については、当院と事業者が協議の上、決定するものとします。

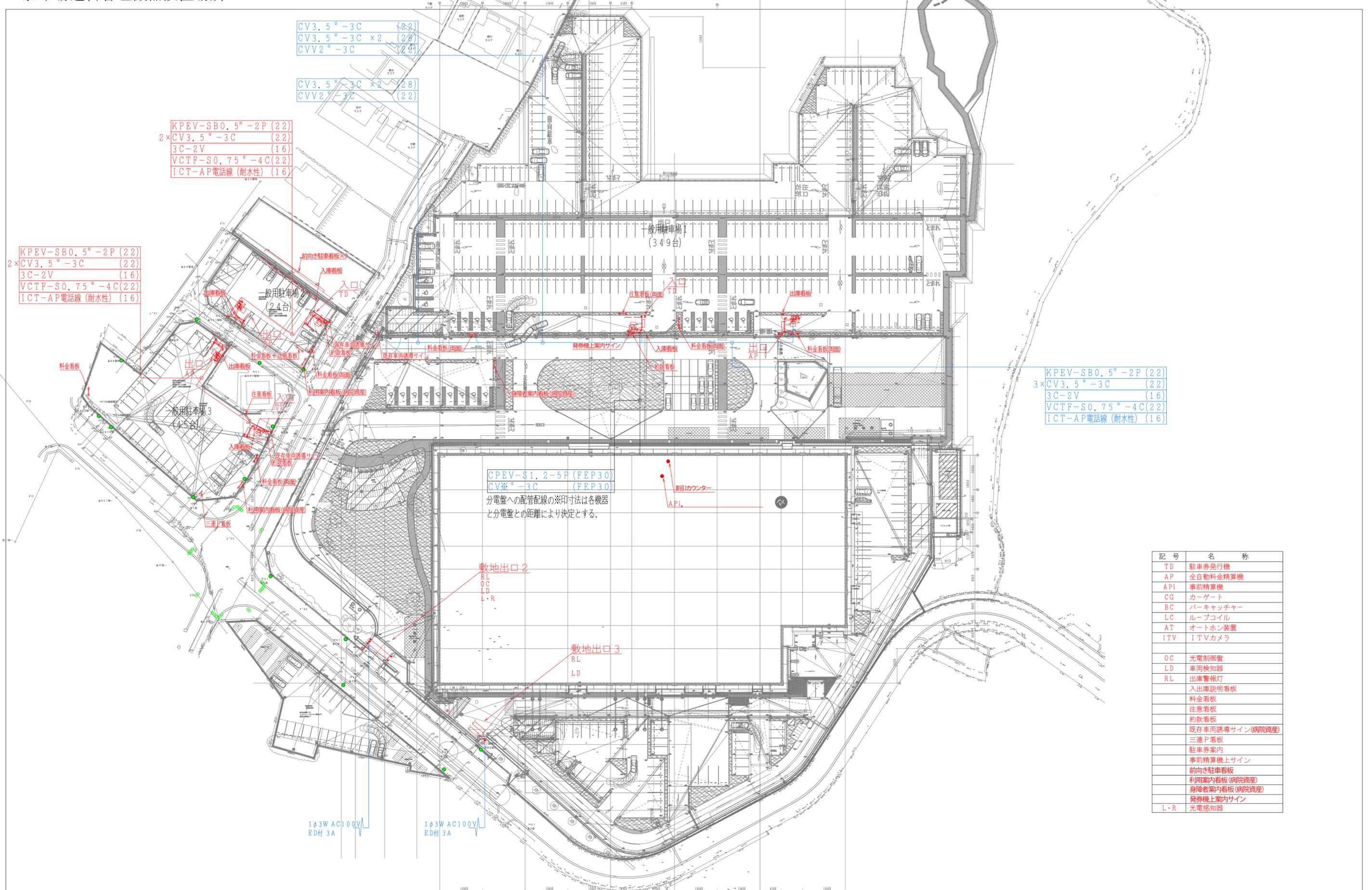
## 駐車場運営管理機器、看板一覧

### 1 駐車場運営管理機器、看板（院外）

	名称	数量	仕様等他
(1)	駐車券発券機	3台	
(2)	全自動料金精算機	3台	クレジットカード、電子マネー (交通系 IC・Edy 他使用可) 高額紙幣使用可
(3)	カーゲート	6台	
(4)	バーキャッチャー	6台	
(5)	出庫警報灯	5台	敷地出口②、③含む
(6)	入口テント	3式	
(7)	出口テント	3式	
(8)	入口カメラ+ポール	3式	
(9)	出口カメラ+ポール	3式	
(10)	入口オートフォン	3台	
(11)	出口オートフォン	3台	
(12)	約款看板	3枚	
(13)	入庫看板	3枚	
(14)	出庫看板	3枚	
(15)	料金看板	7枚	
(16)	注意看板	3枚	
(17)	前向き駐車看板	9枚	
(18)	三連P看板	1式	満空表示
(19)	発券机上案内サイン	1枚	
(20)	ループコイル	6箇所	第1、第2、第3
(21)	光電制御盤	1式	
(22)	光電感知器	2式	
(23)	車両検知器	1式	

### 2 駐車場運営管理機器、看板（院内）

	機器等名	数量	仕様等他
(24)	事前精算機	1台	クレジットカード、電子マネー (交通系 IC・Edy 他使用可) 高額紙幣使用可
(25)	割引認証機	5台	
(26)	割引カウンター（案内看板）	1式	



KPEV-SB0.5°-2P (22)  
 2×CV3.5°-3C (22)  
 3C-2V (16)  
 VCTF-S0.75°-4C(22)  
 ICT-AP電話線(耐水性) (16)

CV3.5°-3C (22)  
 CV3.5°-3C ×2 (22)  
 CVV2°-3C (22)

CV3.5°-3C ×2 (28)  
 CVV2°-3C (22)

KPEV-SB0.5°-2P (22)  
 3×CV3.5°-3C (22)  
 3C-2V (16)  
 VCTF-S0.75°-4C(22)  
 ICT-AP電話線(耐水性) (16)

CPEV-S1.2-5P (FEP30)  
 CV※°-3C (FEP30)  
 分電盤への配管配線の※印寸法は各機器と分電盤との距離により決定とする。

記号	名称
TD	駐車券発行機
AP	全自動料金精算機
APi	事前精算機
CG	カーゲート
BC	バーキャッチャー
LC	ループコイル
AT	オートホン装置
ITV	ITVカメラ
OC	光電制御盤
LD	車両検知器
RL	出庫警報灯
	入出庫説明看板
	料金看板
	注意看板
	約款看板
	既存車両誘導サイン(病院資産)
	三連P看板
	駐車券案内
	事前精算機上サイン
	前向き駐車看板
	利用案内看板(病院資産)
	身障者案内看板(病院資産)
	発券機上案内サイン
L・R	光電感知器

《特記事項》

御承認	尺度	製図	図面番号	名称	松戸市立総合医療センター駐車場
	1/500 (A1)		作図年月日 '17.04.04	図名	平面系統図

## 松戸市立総合医療センター駐車場料金について

## 1. 基本料金

## (1) 第一駐車場

入庫後60分毎、200円

ただし、30分以内に出庫した場合は無料とする。

## (2) 第二駐車場

入庫後60分毎、200円（1日の最大料金500円 ※当日24時までに出庫した場合）

ただし、30分以内に出庫した場合は無料とする。

## (3) 第三駐車場

入庫後60分毎、200円（1日の最大料金500円 ※当日24時までに出庫した場合）

ただし、30分以内に出庫した場合は無料とする。

## ※基本料金の考え方

30分以内に出庫で0円、30分以降60分以内に出庫すると200円、  
60分以降120分以内に出庫すると400円...という方式で課金する。

## 2. 割引料金（患者さん、患者さんご家族等）※全ての駐車場の共通事項とする。

規定の時間を超過した場合、基本料金の考え方に従い、超過60分毎、200円を課金する。

## (1) 患者さん（日帰り入院含む）及び混雑等の理由で診察を受けずに帰宅する方

入庫後12時間以内に出庫で100円

## (2) 入院患者さん

1日500円（24時に翌日に切り替わる）

## (3) 入退院時に患者さんの送迎されたご家族の方、または手術当日の患者さんのご家族の方

入庫後12時間以内に出庫で100円

## (4) 小児及び新生児の患者さんのご家族、または産科病棟入院された方のご家族

1日100円（24時に翌日に切り替わる）

## (5) 障がい者手帳をお持ちの方

無料とする。

## (6) 会計変更等、病院都合により呼び出された患者さん、患者さんのご家族

無料とする。

## 3. 割引料金（患者さん・患者さん家族以外）

## (1) 当院の連携登録医療機関の医師

無料とする。

## (2) 夜間帯に緊急要請があった当院の医師

無料とする。

## (3) 当院の非常勤医師

1日100円（24時に翌日に切り替わる）

- (4) 公用来院した官公庁の職員（松戸市職員や都道府縣市町村職員等）  
無料とする。
- (5) 公用来院したケアマネージャー、ケースワーカー  
無料とする。
- (6) 当院で行う講演会等の講師  
無料とする。  
ただし、講演会の受講者は基本料金を徴収する。

#### 4. その他

判断が難しい場合や、社会情勢の激変により新たに割引料金を設定する必要がある場合は、双方協議するものとする。